別紙様式第四十を次のように改める。

別紙様式第四十

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
主務官庁：財　務　省

利子、配当金又は手数料等の支払又は支払の受領に関する報告書

（　　年　　月分）

報告年月日：

財　務　大　臣　殿
（日本銀行経由）

報　告　者：（18～22）
名称及び
代表者の氏名
報告者の区分（該当分に○）
1．銀行　2．その他金融機関　5．その他
所在地
責任者記名押印
又は署名
担当者の氏名（電話番号）

	1．支払
	2．支払の受領

（該当分に○
左記の区分により別葉とすること。）

（単位：百万円）

所在国又は地域	日本銀行使用欄	貸付利息又は借入利息			預金利息	株式・持分配当金		債券利子				投資信託に係る株式及び受益証券の収益分配金	証券貸借料	金融・証券手数料等	源泉徴収された利子、配当金等の合計金額	うち源泉徴収税として控除された金額	
		親子会社等及び関連企業との間以外	親子会社等又は関連企業との間			親子会社等の配当金	その他の配当金	親子会社等及び関連企業との間以外（中長期）	親子会社等及び関連企業との間以外（短　期）	親子会社等又は関連企業との間							
			金融会社間	金融会社間以外						金融会社間	金融会社間以外						
		533	532	531	563	521	529	545	546	542	541	551	570	431	—	699	
		23 32	26 37	35 48	50 61	62 73	74 85	86 97	98 109	110 121	122 133	134 145	146 157	158 169	170 181	182 193	194 205
合　計																	

（記入要領）　1　西暦により記入すること。
2　「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。
3　「所在国又は地域」欄には、原取引（支払又は支払の受領の原因となった取引をいう。）の相手方の所在国又は地域を記入すること。ただし、原取引の相手方の所在国又は地域を記入することが困難な場合には、支払又は支払の受領の相手方の所在国又は地域を記入して差し支えない。
4　報告者及び取引相手の双方が金融仲介業務（銀行業、金融商品取引業又は保険業及びその他の金融業）を行う先である場合には「金融会社間」欄に、それ以外の場合は「金融会社間以外」欄に記入すること。
5　報告者の区分が「1．銀行」に該当する者は、貸付利息、借入利息及び債券利子については「親子会社等及び関連企業との間以外」及び「親子会社等又は関連企業との間」を合算し、「親子会社等及び関連企業との間以外」欄に記入すること。
6　「親子会社等」とは、報告者を別表第1の注第1号に掲げる居住者とした場合に、同号イからハまでに掲げるものに該当することとなるものをいい、「関連企業」とは、同号ニからルまでに掲げるものに該当することとなるものをいう。
7　「中長期」欄には、発行時の満期が1年を超える債券に係る利子の受払を記入し、「短期」の欄には発行時の満期が1年以内の債券に係る利子の受払を記入すること。
8　源泉徴収前の金額を記入すること（円以外の通貨については円に換算の上、記入すること。）。
9　記入欄が不足する場合には、本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。
10　所在国又は地域毎の合計額が百万円に満たない場合は、当該所在国又は地域についての記載を要しない。また、いずれの月中の合計額欄も百万円に満たない場合は、本報告書の提出を要しない。
11　「源泉徴収された利子、配当金等の合計金額」欄には、源泉徴収された利子、配当金等の源泉徴収前合計金額を記入すること。

（日本工業規格Ａ４）